

二千九年の船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための香港
国際条約の説明書

外
務
省

目次

一	概説	一
1	条約の成立経緯	一
2	条約締結の意義	一
3	条約締結により我が国が負うこととなる義務	一
4	早期国会承認が求められる理由	二
二	条約の内容	二
1	一般的義務	二
2	定義	二
3	適用	三
4	船舶の再資源化に関する規制	三
5	船舶についての検査及び証明	三
6	船舶の再資源化施設に係る許可	三
7	情報の交換	三
8	船舶の監督	四
9	違反の発見	四
10	違反	四
11	船舶の出航の不当な遅延又は船舶の不当な抑留の回避	五
12	情報の伝達	五
13	技術援助及び技術協力	五

14	紛争解決	五
15	最終条項	五
16	船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための規則（附属書）	五
(1)	一般規定	六
(2)	船舶に対する要件	六
(3)	船舶の再資源化施設に関する要件	七
(4)	報告の要件	八
17	付録	八
三	条約の実施のための国内措置	八
(参 考)		九

一 概説

1 条約の成立経緯

(1) 船舶は、その役割を終えた後は、解体され、スクラップ鉄等として再資源化される。船舶の解体作業は、コスト等の観点から主に開発途上国において行われているが、その解体現場において、環境の保護及び労働者の安全確保の面で十分な対策が講じられていないことが国際社会にとっての大きな課題となっている。また、解体される船舶の多くには有害物質が含まれているものの、船舶は再資源化施設まで自航するため「廃棄物」となる時点が明確でないことに加え、旗国から出航しない場合も多いことから、有害廃棄物の規制に関する既存の枠組みの下での輸出国による規制が実質上困難である点も指摘されており、有害物質等の規制について、船舶に特化した新たな枠組みが求められていた。

(2) このような事情を踏まえ、国際海事機関（以下「IMO」という。）において、船舶の建造から最終処分までの全ての段階を規制の対象とする新たな条約の作成に向けた議論が行われ、平成二十一年（二千九年）五月にIMOの主催により香港で開催された国際会議において、この条約が採択された。

2 条約締結の意義

この条約は、船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のため、船舶における有害物質を含む装置等の設置及び使用の禁止又は制限、締約国によって許可を与えられる船舶の再資源化施設の要件等について定めるものである。我が国がこの条約を締結することは、船舶の安全かつ環境上適正な再資源化を通じて、環境の保護及び労働者の安全確保並びに海事産業の持続可能な発展に貢献するとの見地から有意義であると認められる。

3 条約締結により我が国が負うこととなる義務

この条約の締結により我が国が負うこととなる主要な義務の概要は、次のとおりである。

- (1) 自国を旗国とする船舶又は自国の権限の下で運航している船舶及び自国の管轄の下にある船舶の再資源化施設がこの条約に定める要件に適合することを確保するため、効果的な措置をとること。
- (2) 自国を旗国とする船舶又は自国の権限の下で運航している船舶が附属書に定める規則に従って検査され、及び証明されることを

確保すること。

- (3) 自国の管轄の下で運営される船舶の再資源化施設が附属書に定める規則に従って許可を与えられることを確保すること。
- (4) この条約上の義務の違反を国内法令により禁止するとともに、自国を旗国とする船舶又は自国の権限の下で運航している船舶及び自国の管轄の下で運営される船舶の再資源化施設について当該違反に対する罰を定め、並びに当該違反に対する措置をとること。

- (5) 寄港国として、自国の管轄権の範囲内におけるこの条約上の義務の違反を国内法令により禁止するとともに、当該違反に対する罰を定め、及び当該違反に対する措置をとること。

4 早期国会承認が求められる理由

この条約は、船舶の再資源化により生ずる人の健康及び環境に対する悪影響を防止し、軽減し、最小にし、及び実行可能な範囲で除去すること並びに船舶の運航上の耐用年数の期間を通じて船舶の安全並びに人の健康及び環境の保護を強化することを目的としており、環境の保護及び労働者の安全確保の観点から重要である。また、この条約は、船舶の建造から最終処分までの循環を健全に機能させるという意味において、海事産業の持続可能な発展にも貢献する。我が国は、世界有数の海運・造船国として、この条約の作成及び早期発効に向けた取組等を主導してきており、引き続き海事分野の国際ルール作りに積極的に取り組む姿勢を内外に示すことが重要であることから、この条約を早期に締結することが望ましい。

二 条約の内容

この条約は、前文、本文二十一箇条、末文、一の附属書及び付録から成り、その概要は、次のとおりである。

1 一般的義務（第一条）

締約国は、船舶の再資源化により生ずる災害、負傷その他の人の健康及び環境に対する悪影響を防止し、軽減し、最小にし、及び実行可能な範囲で除去するため、並びに船舶の運航上の耐用年数の期間を通じて船舶の安全並びに人の健康及び環境の保護を強化するため、この条約を十分かつ完全に実施することを約束する（第一条1）。

2 定義（第二条）

「船舶」、「有害物質」、「船舶の再資源化」、「船舶の再資源化施設」等の用語の定義について規定している。

3 適用（第三条）

(1) この条約は、締約国を旗国とする船舶又は締約国の権限の下で運航している船舶及び締約国の管轄の下で運営されている船舶の再資源化施設について適用する（第三条1）。

(2) この条約は、軍艦等及び国が所有し、又は運航する非商業的業務に従事する船舶、総トン数五百トン未満の船舶並びにその耐用年数の期間を通じて旗国の主権又は管轄の下にある水域においてのみ運航している船舶については、適用しない（第三条2及び3）。

(3) 締約国は、この条約の締約国でない国を旗国とする船舶に対し、一層有利な取扱いが当該船舶に与えられないことを確保するため、必要に応じてこの条約の規定を適用する（第三条4）。

4 船舶の再資源化に関する規制（第四条）

(1) 締約国は、自国を旗国とする船舶又は自国の権限の下で運航している船舶がこの条約に定める要件に適合することを要求するものとし、その適合を確保するため効果的な措置をとる（第四条1）。

(2) 締約国は、自国の管轄の下にある船舶の再資源化施設がこの条約に定める要件に適合することを要求するものとし、その適合を確保するため効果的な措置をとる（第四条2）。

5 船舶についての検査及び証明（第五条）

締約国は、自国を旗国とする船舶又は自国の権限の下で運航している船舶であって検査及び証明の対象となるものが、附属書に定める規則に従って検査され、及び証明されることを確保する。

6 船舶の再資源化施設に係る許可（第六条）

締約国は、自国の管轄の下で運営される船舶の再資源化施設であってこの条約が適用される船舶等を再資源化するものが、附属書に定める規則に従って許可を与えられることを確保する。

7 情報の交換（第七条）

締約国は、自国が許可を与えた船舶の再資源化施設に関し、この条約に係る関連情報であつて当該許可の決定の基礎となつたものを要請する締約国及び要請がある場合にはIMOに提供する。

8 船舶の監督（第八条）

この条約の適用を受ける船舶は、当該船舶がこの条約に適合しているか否かを決定するため、他の締約国の港又は沖合の係留施設において、当該他の締約国から正当に権限を与えられた職員により、有害物質の目録に関する国際証書又は再資源化の準備の完了に関する国際証書を船舶内に備えていることの確認等の監督を受けることがある（第八条1）。

9 違反の発見（第九条）

(1) 締約国は、違反の発見及びこの条約の実施について協力する（第九条1）。

(2) 締約国は、船舶がこの条約のいずれかの規定に違反して運航している、運航していた又は運航しようとしているという十分な証拠を有している場合には、当該船舶が他の締約国の管轄の下にある港又は沖合の係留施設に入った時に当該船舶の調査を要請することができる（第九条2）。

(3) 監督を行う締約国は、船舶がこの条約に違反していることが発見された場合には、当該船舶に警告を与え、又は当該船舶を抑留し、退去させ、若しくは自国の港から排除するための措置をとることができる（第九条3）。

(4) 締約国は、他の締約国から船舶の再資源化施設がこの条約のいずれかの規定に違反して運営されている、運営されていた又は運営されようとしているという十分な証拠を付して調査を要請された場合には、自国の管轄の下で運営されている当該船舶の再資源化施設を調査し、報告を行うべきである（第九条4）。

10 違反（第十条）

(1) この条約上の義務の違反は、国内法令により禁止するものとし、当該違反に対する罰は、船舶については違反が行われた場所のいかんを問わず主管庁の法令において、船舶の再資源化施設については当該船舶の再資源化施設について管轄権を有する締約国の法令において定める（第十条1）。

(2) 締約国の管轄権の範囲内におけるこの条約上の義務の違反は、当該締約国の法令により禁止するものとし、当該違反に対する罰

は、当該締約国の法令において定める（第十条２）。

11 船舶の出航の不当な遅延又は船舶の不当な抑留の回避（第十一条）

締約国は、船舶の監督等を行う際には、船舶を不当に抑留し、又は船舶の出航を不当に遅延させることのないように、あらゆる可能な努力を払う（第十一条１）。

12 情報の伝達（第十二条）

締約国は、自国がこの条約に従って許可を与えた船舶の再資源化施設の一覧表、自国の権限のある当局の連絡先の詳細、船舶の再資源化の規制に関する事項についてこの条約に基づき自国に代わって行動する権限を与えられた認定された団体及び指名された検査員の一覧表、自国を旗国とする船舶であって再資源化の準備の完了に関する国際証書の発給を受けたものについての各年ごとの一覧表、自国の管轄内で再資源化された船舶の各年ごとの一覧表、この条約の違反に関する情報、自国の管轄の下にある船舶及び船舶の再資源化施設に対してとった措置等についてＩＭＯに報告するものとし、ＩＭＯは、適当な場合には、これらの情報の周知を図る。

13 技術援助及び技術協力（第十三条）

(1) 締約国は、直接に又はＩＭＯその他の国際的な組織を通じ、船舶の安全かつ環境上適正な再資源化に関し、適当な場合には、人員を訓練すること、関係する技術、資材及び施設を利用することができることを確保すること等に関する技術援助を要請する締約国に対して支援を行うことを約束する（第十三条１）。

(2) 締約国は、船舶の安全かつ環境上適正な再資源化に関する管理体制及び技術の移転につき、自国の法令及び政策に従って積極的に協力することを約束する（第十三条２）。

14 紛争解決（第十四条）

この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争は、交渉又は紛争当事国が合意するその他の平和的手段により解決する。

15 最終条項（第十六条から第二十一条まで）

署名、批准等、効力発生、改正、廃棄、寄託者及び用語について規定している。

16 船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための規則（附属書）

- (1) 一般規定（附属書第一章）
 - (ア) 「資格のある者」、「立入り安全区域」、「船舶所有者」等の用語の定義について規定している（第一規則）。
 - (イ) 他の基準、勧告及び指針との関係について規定している（第三規則）。
- (2) 船舶に対する要件（附属書第二章）
 - (ア) 締約国は、この条約の付録一の規定に従って、自国を旗国とする船舶若しくは自国の権限の下で運航している船舶又は自国の港等にある船舶において、付録一に掲げる有害物質を含んでいる装置等の設置及び使用を禁止し、又は制限するものとし、これらの船舶が付録一の規定に適合することを確保するため効果的な措置をとる（第四規則）。
 - (イ) 新船については、船舶ごとに有害物質の目録を作成し、備えるものとし、その第一部としてこの条約の付録一及び付録二に掲げる有害物質であって船舶の構造又は設備に含まれるもの等を明示する。現存船については、この条約の効力発生の後五年以内に、又はそれよりも当該現存船の船舶の再資源化施設への搬入が早い場合にはその搬入の前に、実行可能な限り有害物質の目録を作成し、備えるものとし、少なくとも付録一に掲げる有害物質について明示する。有害物質の目録第一部については、船舶の運航上の耐用年数の期間を通じて適切に保持し、及び更新する。再資源化に先立ち、有害物質の目録には、第一部に加え、第二部及び第三部を含める。（第五規則）
 - (ウ) 船舶の再資源化は、この条約に従って許可を与えられていること等の全ての要件を満たす船舶の再資源化施設においてのみ行う。船舶は、当該船舶に関連する全ての入手可能な情報を船舶の再資源化施設に提供する。船舶は、再資源化に係る活動に先立ち、当該船舶が再資源化の準備を完了したことに付き、主管庁等により証明されるものとする。（第八規則）
 - (エ) 船舶の再資源化施設は、船舶の再資源化に先立ち、船舶ごとの船舶の再資源化計画を作成する。船舶の再資源化計画については、船舶の再資源化施設に許可を与えた権限のある当局により明示的又は黙示的に承認されること等の全ての要件を満たすものとする。（第九規則）
 - (オ) この条約が適用される船舶は、船舶の就航前又は有害物質の目録に関する国際証書が発給される前に行う最初の検査、主管庁の定める五年を超えない間隔で行う更新検査、構造、設備等の変更、交換等が行われた後、船舶所有者の要請によって行うこと

ができる追加検査及び船舶の再資源化が開始される前に船舶の退役に先立って行う最終検査を受ける（第十規則）。

(カ) 主管庁又は主管庁から権限を与えられた者若しくは団体は、最初の検査又は更新検査の完了後に有害物質の目録に関する国際証書を発給し、追加検査の完了後に同証書に裏書をし、及び最終検査の完了後に再資源化の準備の完了に関する国際証書を発給する。締約国の権限に基づいて発給される証書は、他の締約国によって認容されるものとし、この条約の適用上、当該他の締約国が発給する証書と同一の効力を有するものとみなされる。（第十一規則）

(キ) 証書の有効期間及び効力について定めている（第十四規則）。

(3) 船舶の再資源化施設に関する要件（附属書第三章）

(ア) 締約国は、船舶の再資源化施設がこの条約の規則に従い、安全かつ環境上適正な方法により設計され、建設され、及び運営されることを確保するために必要な法令等を定め、並びに船舶の再資源化施設に適当な条件を付して許可を与えるための制度等を設ける（第十五規則）。

(イ) 締約国の権限のある当局は、この条約が適用される船舶等を再資源化する船舶の再資源化施設に対して許可を与える。権限のある当局は、自己の認定する団体に当該許可の付与を委託することができる。（第十六規則）

(ウ) 船舶の再資源化施設は、関係する労働者等の健康に対する危険をもたらず、かつ、環境に対する悪影響を防止し、軽減し、最小にし、及び実行可能な範囲で除去する管理体制等を定めるものとし、この条約に適合する船舶又はこの条約の要件を満たす船舶であって再資源化について許可を与えられたもののみを受け入れる（第十七規則）。

(エ) 船舶の再資源化施設は、船舶の再資源化施設に係る計画を作成する（第十八規則）。

(オ) 船舶の再資源化施設は、人の健康及び環境に対する悪影響を防止するための手続を定め、利用する（第十九規則）。

(カ) 船舶の再資源化施設は、証書を発給された船舶に含まれる有害物質の安全かつ環境上適正な除去を確保し、並びに船舶から除去された全ての有害物質及び廃棄物の安全かつ環境上適正な管理のための措置をとる（第二十規則）。

(キ) 船舶の再資源化施設は、緊急事態に係る準備及び対応に関する計画を作成し、保持する（第二十一規則）。

(ク) 船舶の再資源化施設は、労働者の安全のための措置をとる（第二十二規則）。

(ケ) 船舶の再資源化施設は、事故、災害、職業上の疾病又は慢性の影響について権限のある当局に報告する（第二十三規則）。

(4) 報告の要件（附属書第四章）

(ア) 船舶所有者は、船舶を再資源化する意図を適当な時に書面により主管庁に通報する。船舶の再資源化施設は、再資源化のために船舶を受け入れる準備を行うに当たり、その意図を適当な時に書面により権限のある当局に通報する。船舶の再資源化施設は、再資源化が予定されている船舶が再資源化の準備の完了に関する国際証書を取得した時に、その船舶の再資源化の開始予定について自国の権限のある当局に報告する。船舶の再資源化は、この報告の提出に先立って開始してはならない。（第二十四規則）

(イ) 船舶の再資源化施設は、船舶の再資源化の一部又は全部がこの条約の要件に従って完了した時に、完了報告書を発出し、自国の権限のある当局に提出する（第二十五規則）。

17 付録

この条約により規制される有害物質、有害物質の目録に最低限掲載すべき物質並びに有害物質の目録に関する国際証書、再資源化の準備の完了に関する国際証書、船舶の再資源化施設に係る許可証、船舶の再資源化の開始予定についての報告及び船舶の再資源化の完了報告書の様式について定めている。

三 条約の実施のための国内措置

- 1 この条約の実施のため、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律案が今次国会に提出されることとなっている。
- 2 この条約の実施のためには、新たな予算措置を必要としない。

(参 考)

- 1 採択 平成二十一年五月十五日 香港において採択
- 2 効力発生 平成三十年二月一日現在 未発効（十五以上の国であつて、その商船舶腹量の合計が総トン数で世界の商船舶腹量の四十パーセントに相当する商船舶腹量以上となり、かつ、そのそれぞれの過去十年間における最大の年間船舶再資源化量の合計が総トン数でこれらの国の商船舶腹量の合計の三パーセントに相当する船舶再資源化量以上となるものが、批准、受諾若しくは承認を条件とすることなく署名し、又は批准書、受諾書、承認書若しくは加入書を寄託した日の後二十四箇月で、効力を生ずる。）
- 3 署名国 五箇国
フランス、イタリア、オランダ、セントクリストファー・ネイビス、トルコ
- 4 締約国 平成三十年二月一日現在 六箇国
ベルギー、コンゴ共和国、デンマーク、フランス、ノルウェー、パナマ

